

# ほこみち制度の適用に向けた 今後の方針について

2024年10月18日

なんば広場マネジメント法人設立準備委員会

8月23日の未来会議（官民合同会議）にて今後のなんば広場の管理運営について以下の方針が大阪市計画調整局より示された。

●現在進行中のなんば広場管理運営の社会実験について、利活用によるにぎわい創出や地域環境保全については一定検証ができているものの、警備費等を含めた収支成立には至っていない。

●収支成立にはデジタルサイネージを用いた広告事業などの実施が必要であり、そのためにはほこみち制度の適用が必要となる。収益事業が拡充されることとなり、公平性・競争性担保のためにほこみち事業者は公募することを想定している。

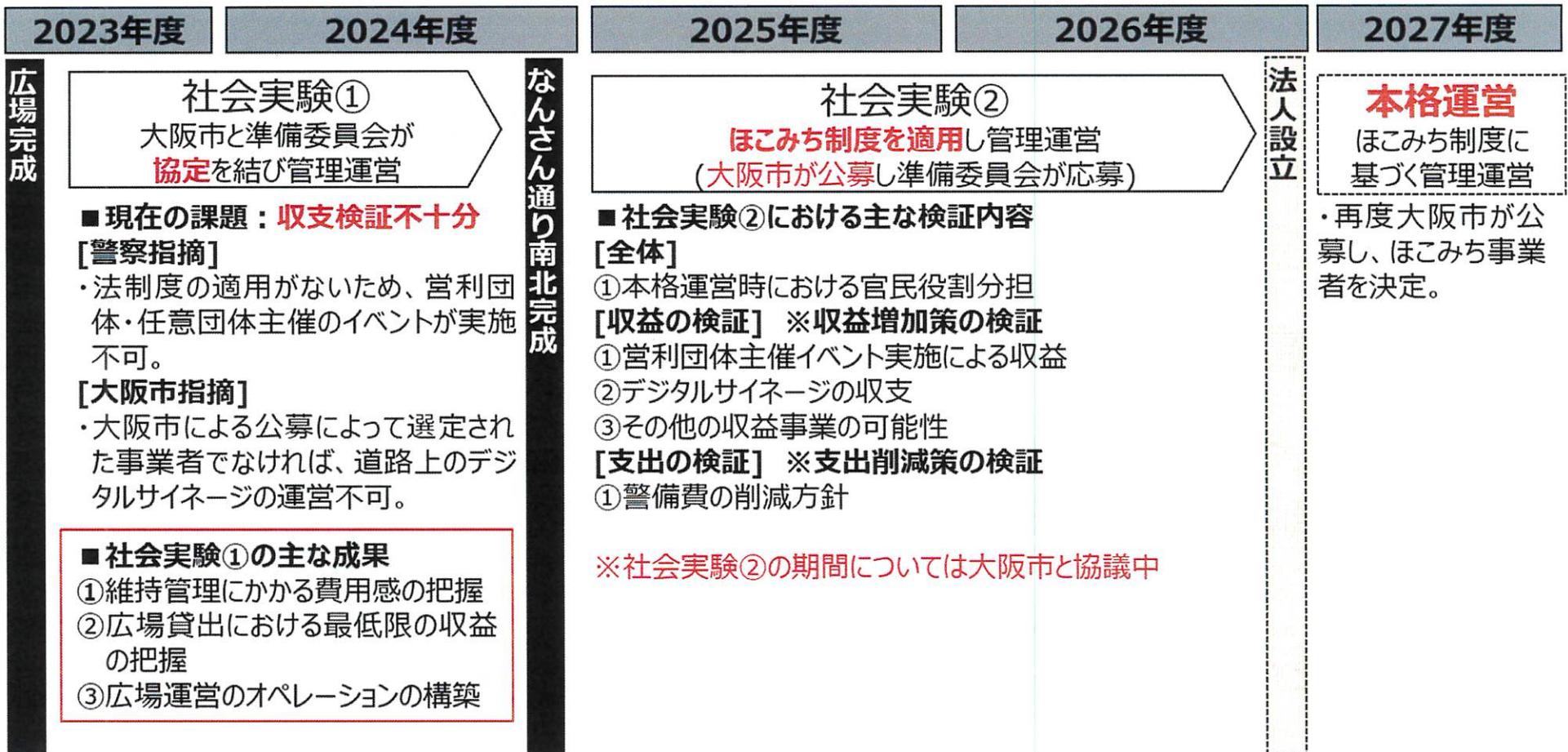
●スケジュールは、最短で進められれば12月から1月頃に公募開始、来年度初頭からほこみち制度を適用した社会実験を開始したい。（警察協議等があるため確定ではない。）

●ハード整備

・2023年11月 広場部分先行完成。2025年3月 なんさん南北通りを含む全体完成予定。

●管理運営部分

・今年度末までの期間で協定に基づき実施中の社会実験①が終了後、公募を経て選ばれたほこみち事業者にて、ほこみち制度を適用した社会実験②を行う。(特に社会実験①では検証できなかった持続可能な運営管理に必要な収益性の検証ができるようになる。)



- ・公募にあたり、なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会に対し、なんば広場の管理運営ルール（基準）に関する意見の提出を求められている。
- ・協議会の意見は、地域が目指すなんば広場の在り方に沿うように、大阪市が作成する社会実験②の事業者公募要綱に可能な範囲で反映することを目的として提出する。
- ・現在、準備委員会で推進している社会実験①の検証内容に基づき、意見を整理した。

<資料>

資料②「なんば広場 運営方針(案)」

資料③「なんば広場 広告ルール(案)」

⇒準備委員会において決議後、なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会総会（11月開催予定）において承認を得たうえで、大阪市に提出する。

# WHAT IS HOKOMICHI (振り返り)

## ほこみちとは

ほこみちは「歩行者利便増進道路」の愛称です。道路を歩行者にとって、もっと安心して歩ける、楽しく過ごせる「みち」にしたい、そんな願いを込めました。

## どんな制度？

かんたんに言うと、道路を「通行」以外の目的で柔軟に利用できるようにする制度のこと。この制度によって道路空間を活用する際に必要となる道路占用許可が柔軟に認められるようになります。制度を利用すると、たとえば、幅の広い歩道にオープンカフェやベンチなどを置いて、歩行者にとって便利でにぎわいあふれる空間を創り出すことができます。

※道路占用：道路にモノを設置し、継続して使うことを道路法では「占用」といいます。



### POINT1



歩行者のためになるモノをおくことができる

ほこみち制度を適用する場所を決めることで、歩行者のためになるモノを歩道におくことができるようになります。地域の方々からほこみちの使い方を道路管理者に提案するなど、地域でストリートの魅力や可能性を話しあうきっかけにもなります。

### POINT2



道路を占用する者を公募できる

道路を占用する者を公募し、その中からより良い提案を選定することができます。公募した場合、占用期間が最長20年間となり（通常は最長5年）、テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすくなります。

### POINT3



占用料が減額される

通常、道路を占用する場合には占用料を支払う必要がありますが、ほこみち制度が適用された場所では、道路の維持管理の協力も行う場合、占用料が減額※されます。

※ 国道の場合、90%減額

## 1. 社会実験における事業収支検証のための条件整理（振り返り）

	やりたいこと	指摘者	前提条件
1	企業催事 広告事業 地先利用	警察	1) <u>法制度</u> に則っていない状態では、営利団体主催の催事は不可。 2) 大阪市が <u>道路使用・道路占用の申請主体</u> となる場合は、大阪市主催と同等の基準で実施すべき。
2	デジタル サイネージ	大阪市	1) 大阪市による <u>公募</u> が必須。
3	占用料免除 ・減免	大阪市	1) 占用料免除、1割負担のどちらでも選択可。 ▶ <u>占用料免除の場合</u> ① <u>収支均衡が必須</u> ② <u>収支の行政チェック・公開が必須</u> ※行政として対外的に説明を求められるため、準備委員会の詳細収支のみでなく、広告事業者の売上・仕入れや人件費等経費・利益・REP手数料などのチェック・公開が求められる。 ▶ <u>占用料1割負担の場合</u> <u>占用料納付義務を果たしているため収益還元</u> の自由度が高まる

社会実験における  
事業収支検証のための条件

▶ 企業催事・広告事業・地先利用実施のために

① **法制度の早期適用が必要**② **準備委員会が道路使用・道路占用の申請主体となる**

▶ デジサイ実施のために

③ **大阪市による公募が必須**

▶ 占用料免除のために

④ **収支を均衡させ、行政チェックを受け、公開する**

※ 占用料1割負担はリスクが高く、社会実験時には適さないため、占用料免除の方法で行う

## 2. 当初想定からの変更点（振り返り）

- ① **警察の指摘により、現状**(大阪市との協定による運用)では営利団体主体の利活用・広告事業は不可  
➡法制度を適用しないと認められない
- ② **大阪市の指摘により、収益性が高いと推測されるデジタルサイネージを用いた広告事業実施には、大阪市による公募が必須**
- ③ **道路協力団体制度とほこみち制度の併用（占用料免除のため）の課題**
  - ・道路協力団体制度を使わなくても免除は可能
  - ・イベントや利活用、広告などについて、個別にどちらの制度に基づく事業なのかを仕分けたうえで、会計を制度別に分けることが必要となる



対応  
(案)

- ① **大阪市がほこみち事業者の公募**を行う
- ② **準備委員会がほこみち事業者として応募**する
- ③ **準備委員会が占用主体として2025年度以降事業収支**  
検証に必要な期間、**社会実験を継続**する

### 3. 社会実験と将来の公募方針(案) (振り返り)

- ・本格運用期間・社会実験②期間ともに、ほこみち制度（公募）の適用を目指す。
- ・社会実験②期間は占用料免除とし、社会実験②における事業収支検証結果を基に本格運用期間の占用料の考え方を決定する。

	本格運用時	社会実験②（法制度適用後）
①制度	ほこみち制度	ほこみち制度
②決定方法	公募	公募
③期間	最大20年 ※社会実験②結果を基に議論	2025年度 (～2026年度)
④ほこみち区域	①広場中央 ②マルイ前 ③喫煙所南 ④なんさん北	①広場中央 ②マルイ前 ③喫煙所南
⑤事業者の役割	同右 ※社会実験検証結果を踏まえ、必要項目追加	①地域環境保全（清掃、自転車対策、道路の適正利用等） ②利活用（広場の貸出窓口、隣接施設しみ出しの調整など） ③収益事業（広場貸出、広告事業など）
⑥占用主体	ほこみち事業者(法人) ※法人化想定	ほこみち事業者(準備委員会)
⑦道路使用申請主体	ほこみち事業者(法人) ※法人化想定	ほこみち事業者(準備委員会)
⑧占用料	<b>極小化を目指す</b> ※社会実験②検証結果を基に議論 ※占用料の算出方法を今後検討	<b>免除を目指す</b> ※大阪市とほこみち事業者で社会実験協定を結び、 <b>収益を公共に還元(収支均衡)し、収支を公開</b> することで免除

**道路上の  
一定のまとまったエリアにおいて  
維持管理・活用を  
一体的に実施する事業者を  
公募することは日本初の取り組み**

**ほこみち制度に基づく占用料は原則最大9割減免だが、大阪市占用料条例の「市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき」に該当する事項として免除を目指す**

## 社会実験②に進むうえで想定される主なリスク

### (1) 準備委員会以外の事業者がほこみち事業者に選定される

⇒ほこみち事業者の公募は、一般競争入札のように提案金額のみで判断されるものではなく、提案内容を総合的に評価される。

準備委員会が推進中の社会実験①の検証内容に基づく協議会意見が反映された管理運営ルール（公募要綱）となることが見込まれるため、準備委員会にはアドバンテージがある。

### (2) 収支が均衡せず赤字となる

⇒現在の収支状況からは赤字となるリスクは小さい。※次ページ以降参照

## ■2024年度予算見込み（9月末時点）

【収入】

項目		金額(税込)
1	準備委員会拠出金	11,000,000
2	補助金	11,000,000
3	スペース利用	28,042,000
4	広告利用	0
5	視察代	160,000
6	なんばるラボ(講演会型勉強会)	160,000
7	その他	0
8	2023年度繰越金	3,600,000
収入合計		53,962,000

### 【2024年度社会実験収支】

2023年繰越分 + 収入合計 - 支出合計

= 11,123,450円

※約1100万円分の地域還元については  
今後検討する

【支出】

項目		金額(税込)
地域 環境 保全	1 清掃費(ポイ捨て対策含む)	1,103,000
	2 自転車マナー啓発費	1,500,000
	3 警備費	0
利 活 用	4 滞留空間創出関連費用	3,600,000
	5 スペース利用関連費用	2,084,000
	6 催事実施費	4,600,000
調 査	7 調査費	2,000,000
情 報 交 換	8 広報費	6,800,000
事 務 関 連	8 事務費	18,231,120
	9 水道光熱費	500,000
	10 保険料	50,430
	11 税金	370,000
	12 予備費	2,000,000
支出合計		42,838,550

## ■ 2025年度事業収支（現時点想定案）

### 【収入】 (円)

項目		金額(税込)
収益事業	1 スペース利用	18,400,000
	2 広告利用(デジサイ・バナー)	21,250,000
	3 その他	320,000
拠出金	4 準備委員会拠出金 ※	0
	5 補助金	0
収入合計		39,970,000

### 【2025年度社会実験収支】

**収入合計－支出合計 = 2,618,900円**

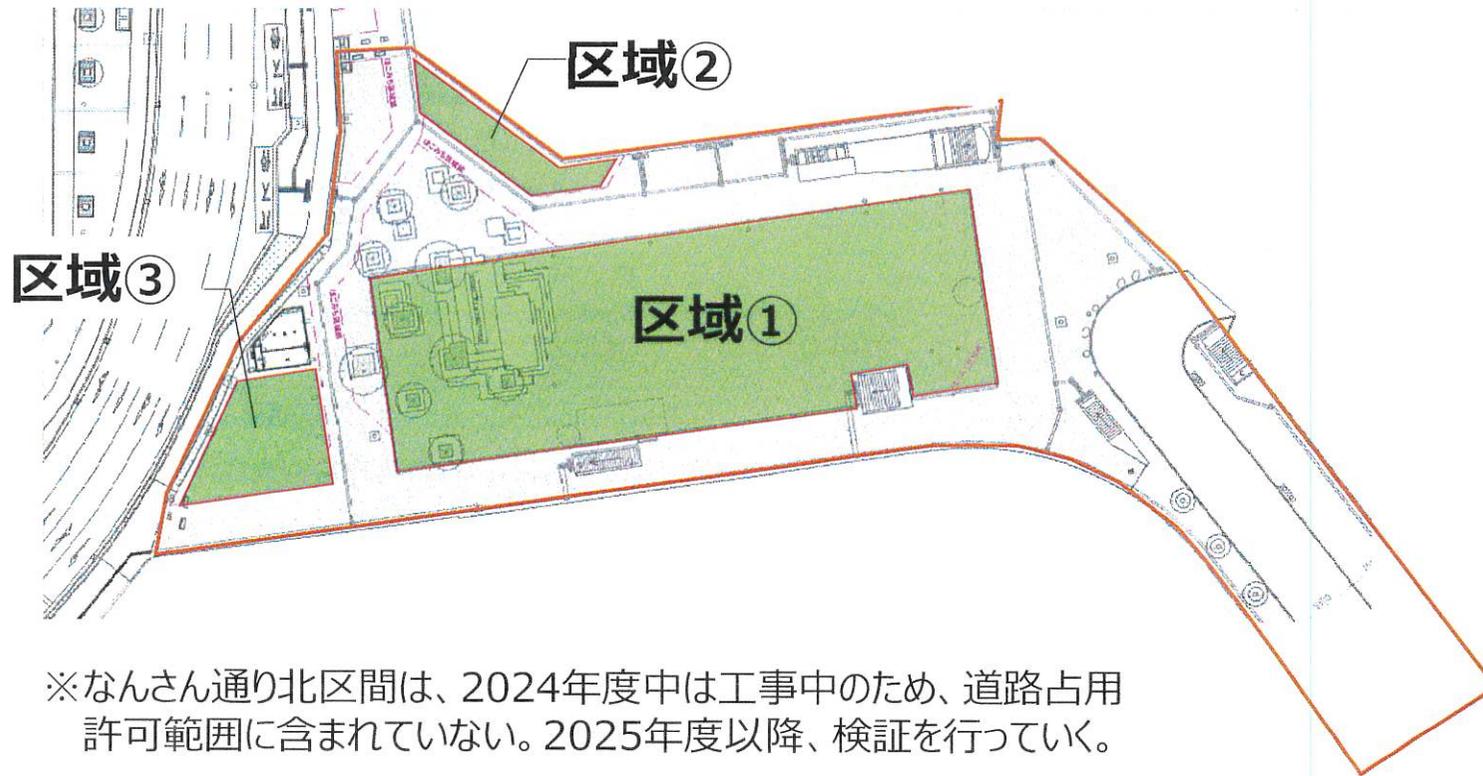
**※2025年度の準備委員会拠出金なし**

### 【支出】 (円)

項目		金額(税込)
占用料	1 道路占用料	0
地域環境保全	2 清掃費	1,103,000
	3 駐輪対策・押し歩き対策	1,500,000
	4 警備費	0
利活用	5 滞留空間創出関連費	1,600,000
	6 スペース利用関連費用	2,876,000
	7 催事実施費	4,600,000
調査	8 調査費	3,000,000
情報発信	9 広報費	2,660,000
事務関連	10 事務費	17,391,670
	11 水道光熱費	500,000
	12 保険	50,430
	13 税金	1,070,000
	14 予備費	1,000,000
支出合計		37,351,100

- 社会実験協定範囲（維持管理範囲）
- 道路占用許可範囲（利活用実施範囲）

※いずれも2024年度末までの協定における範囲

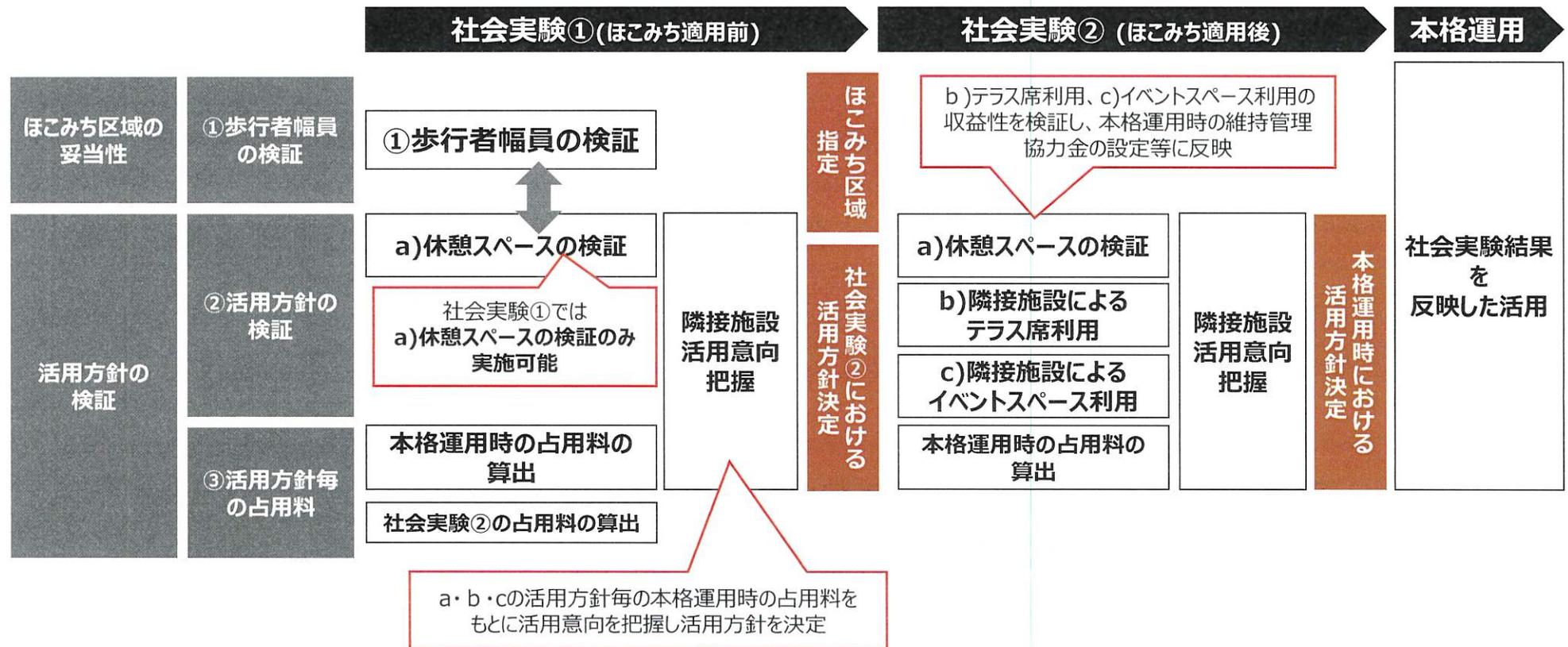


ほこみち事業者が管理運営の社会実験を行う区域として、区域①②③まとめて公募になる見込みである。

【区域②の活用方針(案)】

- ・区域②の活用方法としては、下記3パターンを想定している。  
a)休憩スペース(不特定多数利用可能)    b)隣接施設によるテラス席利用    c)隣接施設によるイベントスペース利用

区域②の検証ステップ(案)



● 今回決議いただきたい内容

- ・大阪市に提出するなんば広場の管理運営ルール（基準）に関する意見  
※準備委員会承認後、なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会  
役員会・総会に付議予定。

● 詳細が決まり次第決議いただきたい内容

- ・ほこみち事業者公募への応募